

流山市立常盤松中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、常盤松中いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうることと強く認識しつつ、特に相手の人権侵害、心身生命、学習する権利を奪うようないじめは決して許されるものではない。本校は、ここに、生徒と教職員、保護者が「しない、させない、放置しない」の3ない宣言をする。いじめ防止対策推進法の遵守と、いじめ問題の対応に当たっては適切かつ丁寧に行う。

2 いじめ防止等の校内の対策組織（いじめ防止対策委員会）

1) いじめ防止対策委員会の役割

いじめ防止対策委員会は、学校が行う全般的ないじめ問題への対策を担う。
具体的には以下の取り組みを行う。

- ①いじめの防止に関する取り組み
- ②いじめの早期発見のための情報収集と記録、情報共有
- ③いじめが発生した場合における組織的な対処
- ④学校いじめ防止基本方針で定めた年間計画に基づく取り組み
- ⑤いじめ問題に対する取り組みの点検と見直し

2) いじめ防止対策委員会の構成

	日常的な協議、取り組み	事案の対応に関すること
校長	△	○
教頭	○	○
教務主任	○	○
生徒指導主任	○	○
学年主任	○	○（当該学年）
各学年生徒指導担当	○	○（当該学年）
教育相談担当	○	△
養護教諭	○	△
スクールカウンセラー	△	△
担任	△	○（当該学級）
部活動顧問	△	△
その他関係職員	△	△

○・・・原則として参加 △・・・必要に応じて参加

3 いじめ防止の取り組み

本校は、学校教育目標『自ら「学ぶ・鍛える・磨く」』を掲げ、全校生徒が、毎日、元気で楽しい学校生活が送れるよう全校をあげて組織的に取り組む。

- 1) 全教育活動を通して、いじめ防止の取り組みを推進しいじめ防止に努める。
 - ①教職員の不適切な発言や体罰の排除
 - ②生徒間、生徒・教職員間の暴力や暴言の排除
 - ③生徒の自己肯定感、自己有用感を高めるための教育活動（授業、学級等）の推進
 - ④部活動を、共通の目標に向かって切磋琢磨する人間形成の場と捉える指導（科学的・合理的トレーニングの積極的な導入、勝利至上主義の排除）
- 2) いじめ防止につながる道德教育、人権教育を重視する。
 - ①道德科の時間の活用
価値（良さ）、人間（弱さ）、他者（多様さ）の理解の場の設定に努め、考え、議論する授業づくりを推進する。
 - ②体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。
 - ③カリキュラムマネジメントの運用。
- 3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。
 - ①挨拶運動の実施
人間関係の基本は挨拶である。生徒会活動を中心に、朝の挨拶運動を実施する。
 - ②他学年との交流を深めるために、シスター交流を定期的に行う。

4 いじめの早期発見、早期対応

- 1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は生徒の学校生活、保護者は家庭生活の中で、生徒の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して未然防止及び早期発見に努める。
 - ① 日常の教育相談の充実及び些細なことでも相談しやすい体制の構築と指導。
 - ② 子どもの変化を見逃さず、変化が見られた時には保護者と情報共有を行う等、いじめの早期発見に努める。
 - ③ 複数の職員による観察及び学年会、週1回の主任会、教育相談部会による共通理解。
 - ④ 昼休み等、授業時間外の生徒の人間関係にも注視する。
 - ⑤ 学校の相談窓口担当者は全教職員及びスクールカウンセラー（SC）とする。
常盤松中学校電話番号：04-7152-0842
- 2) いじめ調査の実施
年間2回（前期・後期）「学校生活アンケート」としていじめ調査を行う。
アンケートの保存期間（当該年度の翌年から起算）は5年間とする。
全校で集約し、生徒への聞き取り等を通じていじめの実態について調査し、組織で情報共有を図り、具体的な改善策を立てて早期に対応をする。
- 3) いじめの情報が得られた場合、生徒指導主任及び学年主任を通した上で、教頭、校長まで速やかに報告をあげ、いじめ防止対策委員会をはじめ学年等組織で情報共有及び対応策を協議する。
- 4) いじめに対する措置
 - ① いじめ又はいじめの疑いがあった場合は、速やかにいじめ防止対策委員会をはじめ、学年等、組織で情報共有を行い、対応方針の決定及び役割分担を行う。
 - ② 得られた情報をもとに、速やかに関係生徒に聞き取りを行う等、事実関係の確認を行う。
いじめの情報については、1つの事象にとらわれず、全体像を把握する。また、1人ではなく複数名で聞き取りを行う等、正確かつ詳細な事実確認に努める。
 - ③ 関係保護者に対し、確認できた事実関係及び対応方針の報告、関係生徒へのケアを含め、速やかに連絡し、協力体制の構築及び連携を図る。
 - ④ いじめを行った生徒への指導
○いじめを行った生徒の話にも傾聴し、いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

- 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのか、何よりも相手の心の痛み、悲しみを十分に理解させ内省を促す。
 - 保護者にいじめの事実を説明し、理解と協力を得る。
 - 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際は生徒・保護者の理解を十分に得るように留意する。
 - ⑤ いじめられた生徒及び、その生徒を助けようとした生徒への支援
 - 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
 - 対応方針について説明するとともに、不安な点や要望を聞き取り、対応策を示す。
 - 指導の結果、いじめの調査結果について本人・保護者へ情報提供をする。
 - ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、速やかに流山市教育委員会や所轄警察署、青少年指導センター等と連携して対処する。
 - ⑦ 観衆、傍観者への指導
 - 事案に応じて、学級や学年等、全体の問題としても考えさせる。
 - いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
 - 人権意識の醸成を図る。
 - ⑧ いじめの解消について
 - いじめられた生徒の安心安全を確保する。
 - 指導後、いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。
 - また、いじめ行為が止まったと表面的に判断せず、継続的な支援・指導を行う。
- ※上記の順序はあくまで原則とし、事案のケースに応じて臨機応変に対応する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会及び生徒対象の講習会等を行っていく。

5 教育相談体制

- ① 日常的に生徒等との教育相談を行う。校内組織として学年、教育相談部会と連携して行う。
- ② 年に1回ずつ、生徒への個人面談期間、教育相談期間を設けて、担任による生徒全員の教育相談を行う。
- ③ 週に1回（原則木曜日）、県のスクールカウンセラーに生徒から相談できる機会を設ける。

6 生徒指導体制について

- ① 生徒指導部及びいじめ防止対策委員会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ② いじめの防止、早期発見に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての生徒の理解を深めていくこと等について活動を行う。
- ③ 教育相談部会、主任会と連携を図り全校体制で活動する。

7 重大事案への対処について

いじめにより生命心身財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 必要に応じて教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 関係生徒・保護者に対して調査方針を説明する。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査及び指導・支援を行う。
- ⑤ 関係生徒・保護者に対して調査結果を報告する。

⑥ 重大事態の調査結果を流山市教育委員会に報告する。

8 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

教職員がいじめについて理解を深め、いじめの防止や早期発見、早期解決、適切な対処ができるようにするため、いじめ防止研修を実施する。

道徳科を要とした道徳教育の研修の積極的な推進を図る。

9 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関との連携が不可欠ととらえ、保護者や関係機関等と情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

10 その他

このいじめ防止基本方針は、全校生徒および保護者に知らせることにより、他者からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。ホームページにより、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。なお、この方針は、今後いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

	実施計画	学校行事
4月	■ 校内いじめ対策会議 ・職員全体でのいじめ対策についての共通理解 ○学校のいじめ対策の保護者への説明・啓発 ■ 学校いじめ防止基本方針の確認	始業式 入学式 避難訓練
5月	■ 校内いじめ対策会議	林間学校
6月	■ 校内いじめ対策会議 ○学校生活アンケート	修学旅行
7月	■ 校内いじめ対策会議 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討	
8月		
9月	■ 校内いじめ対策会議 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○Q－Uの実施・分析	避難訓練
10月	■ 校内いじめ対策会議 ■ 校内研修「いじめ防止研修」 ○学校生活アンケート	体育祭 終業式 始業式 常盤祭
11月	■ 校内いじめ対策会議 ○教育相談 ○スクールロイヤーいじめ防止授業	
12月	■ 校内いじめ対策会議 ・2学期のいじめ対策の状況確認、3学期の体制準備 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討	
1月	■ 校内いじめ対策会議 ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○Q－Uの実施・分析	
2月	■ 校内いじめ対策会議 ・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し	
3月	■ 校内いじめ対策会議 ・年間のいじめ対策の状況の振り返り、次年度年間計画の確認 ■ 学校間・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ	3年生を送る会 卒業式 修了式

～相談窓口～

流山小中学生専用なやみホットライン
04-7150-8055

STANDBYアプリ
※アクセスコードは生徒に周知済

24時間子供SOSダイヤル（全国共通）
0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間）
0120-415-446

子どもの人権110番（全国共通）
（千葉法務局内 月～金8：30～17：15）
0120-007-110

千葉いのちの電話（24時間）
043-227-3900

チャイルドライン千葉（毎日 16：00～21：00）
0120-99-7777